

明星大学大学院教則

平成26年4月1日
制 定

目 次

第1章 総則

第1条 趣旨

第2条 適用

第3条 人材の養成に関する目的等

第2章 学位授与の要件

第4条 修士学位授与要件等

第5条 学位規則第3条に基づき、各研究科委員会が定める修士学位論文の主題等の提出時期は、別表第6-1のとおりとする。

第6条 学位規則第4条に基づき、各研究科委員会が定める修士の学位授与の申請時期は、別表第6-2のとおりとする。

第7条 博士学位授与要件等

第8条 学位規則第12条に基づき、各研究科委員会が定める博士学位論文の主題等の提出時期は、別表第7-1のとおりとする。

第9条 学位規則第13条に基づき、各研究科委員会が定める博士の学位授与の申請時期は、別表第7-2のとおりとする。

第10条 休学中の学位授与の申請

第3章 履修について

第11条 履修登録

第12条 履修登録の条件

第13条 再履修

第14条 聴講

第4章 授業について

第15条 開講期間による授業科目の種類

第16条 授業時間

第17条 緊急時の措置

第18条 学修等に関する情報伝達

第5章 試験について

第19条 試験

第20条 レポート等成果物の提出

第21条 受験

第6章 成績について

第22条 成績の評価

第23条 成績の評価に係る異議申立て

第24条 GPAによる成績評価

第7章 博士論文の公表について

第25条 公表の方法

第8章 学修上の倫理に反する行為について

第26条 学修上の倫理に反する行為

第9章 その他

第27条 委任

第28条 改廃

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この教則は、明星大学大学院学則（以下「学則」という。）第3条の3他、明星大学大学院学位

規則（以下「学位規則」という。）に基づき、研究科又は専攻の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的等、並びに明星大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生の学修について必要な事項を定める。

（適用）

第2条 この教則は、本大学院の研究科に在籍する学生（以下「学生」という。）に適用する。ただし、学則第46条及び第47条により入学を許可された者は除く。

（人材の養成に関する目的等）

第3条 本大学院の定める学則第3条の3に基づき、研究科又は専攻（以下「専攻等」という。）の人材の養成に関する目的等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 学位授与方針、教育課程編成・実施方針、及び入学者受け入れ方針は、別表第1、別表第2、別表第3、及び別表第4に定めるとおりとする。

第2章 学位授与の要件

（修士学位授与要件等）

第4条 学則第25条第1項に基づき、各研究科委員会が定める学位授与の要件は、別表第5のとおりとする。

第5条 学位規則第3条に基づき、各研究科委員会が定める修士学位論文の主題等の提出時期は、別表第6-1のとおりとする。

第6条 学位規則第4条に基づき、各研究科委員会が定める修士の学位授与の申請時期は、別表第6-2のとおりとする。

（博士学位授与要件等）

第7条 学則第26条第1項に基づき、各研究科委員会が定める学位授与の要件は、別表第5のとおりとする。

第8条 学位規則第12条に基づき、各研究科委員会が定める博士学位論文の主題等の提出時期は、別表第7-1のとおりとする。

第9条 学位規則第13条に基づき、各研究科委員会が定める博士の学位授与の申請時期は、別表第7-2のとおりとする。

（休学中の学位授与の申請）

第10条 休学中の者は、学位授与の申請を行うことができない。

第3章 履修について

（履修登録）

第11条 学生は研究指導教員の指導を受け、学則第18条に基づき、毎学年次のはじめの指定された期間に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、単位を修得することはできない。

3 研究科長が必要と認めたとき、第1項に定める指定の期間以外に、履修登録をした授業科目の追加又は取消しを行うことができる。

（履修登録の条件）

第12条 履修登録できる授業科目は、入学年度に定められた教育課程に設置されたもののみとする。

2 前項にかかわらず、転研究科転専攻した者が履修登録できる授業科目は、転研究科転専攻した学年に定められた教育課程に設置されたもののみとする。

3 同一科目を重複して履修登録すること、及び既に単位を修得した授業科目を履修登録することはできない。

（再履修）

第13条 学生は、当該年度に履修した科目の単位を修得できなかった場合、再度履修登録すること（以下「再履修」という。）ができる。

（聴講）

第14条 学生は、単位修得を目的とせずに、本学が開設する授業科目を受講すること（以下「聴講」という。）ができる。

2 聴講を希望する学生は、在学生聴講許可願により当該授業科目を担当する教員の許可を得たのち、教務ユニットに届け出なければならない。

第4章 授業について

（開講期間による授業科目の種類）

第15条 開講期間による授業科目の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通年科目 : 学年30週にわたって開講する科目
 - (2) 春学期科目 : 春学期15週にわたって開講する科目
 - (3) 秋学期科目 : 秋学期15週にわたって開講する科目
 - (4) 集中講義科目 : 一定期間に集中して開講する科目
- (授業時間)

第16条 授業を行う時間帯は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1時限目 9:00~10:30
- (2) 2時限目 10:45~12:15
- (3) 3時限目 12:55~14:25
- (4) 4時限目 14:40~16:10
- (5) 5時限目 16:25~17:55
- (6) 6時限目 18:10~19:40

(緊急時の措置)

第17条 台風・大雪・地震等の各種自然災害、大規模な事故・ストライキ等による交通機関の運行停止及びその他不測の緊急事態の発生又は発生が予測される場合、学長は授業の中止、休講又は短縮等の措置をとることができる。自然災害等に伴う授業の休講措置については、明星大学自然災害等に伴う授業の休講措置等に関する取扱細則に定める。

(学修等に関する情報伝達)

第18条 学修等に関する情報伝達は、原則として、本学の所定の掲示板にて行う。ただし、必要に応じて、本学のウェブサイト等を使って情報伝達を行う。

第5章 試験について

(試験)

第19条 学則第19条に定める「試験」とは、主として学期末に行う試験をいう。ただし、授業科目によっては、授業期間内で随時行うことがある。

2 試験には、レポート等成果物によるものを含む。

(レポート等成果物の提出)

第20条 学生は、レポート等成果物を提出する場合、当該授業科目の担当教員の指示に従い、指定された期日までに指定された場所に提出しなければならない。

(受験)

第21条 試験を受験する学生は、試験監督者の指示に従わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生証を携行し、机上に提示すること。学生証を忘れた者は、大学の指定する方法で身分を証明すること。
 - (2) 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、指示された場所に置くこと。
 - (3) 答案用紙には、氏名及び所属する研究科・専攻・学籍番号を明瞭に記入すること。
 - (4) 配布された答案用紙等は、退出の際に必ず提出すること。
- 3 原則として、試験開始後20分を超えて遅刻した場合、当該授業科目の試験を受験することはできない。

第6章 成績について

(成績の評価)

第22条 学則第20条に定める各授業科目の成績の評価、評語及び評価基準は、別表第8-1のとおりとする。

2 修得した成績の評価を取り消すことはできない。

(成績の評価に係る異議申立て)

第23条 学生は、成績の評価に対する異議があるときは、別表第8-2に定める条件を満たした場合のみ当該成績に係る異議申立てをすることができる。

2 成績に係る異議申立てを希望する学生は、指定された期間内に、教務ユニットに必要書類を提出しなければならない。

(GPAによる成績評価)

第24条 GPA(グレードポイントアベレージ)とは、履修登録したGPAの対象となる授業科目(以下「GPA

科目」という。)の成績の評語ごとにGPを付して当該授業科目の単位数を乗じ、その総数をGPA科目の総単位数で除した値のことをいう。

- 2 本学が定めるGPは、別表第9のとおりとする。
- 3 GPAは小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で表す。
- 4 不合格科目を再履修した場合、再履修の評価が前の評価に上書きされ、上書きされる前の当該単位数は総履修登録単位数から除外される。
- 5 GPA科目は、原則として、学則第20条第3項に定める単位認定科目を除く科目とする。

第7章 博士論文の公表について

(公表の方法)

第25条 学位規則第22条に定める博士学位論文の公表は、本学の機関リポジトリの利用により行うものとする。

- 2 本学の機関リポジトリの利用について必要な事項は、別に定める。

第8章 学修上の倫理に反する行為について

(学修上の倫理に反する行為)

第26条 学則第45条に定めるもののほか、学修上の倫理に反する行為は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 他人のアイデアの盗用等、レポート等成果物提出の際の不正行為
- (2) その他、前号に定める行為に準ずる行為
- 2 前項に定める行為があった場合は、学長又は当該学生が所属する研究科長が関係部署の意見を聴いて、厳重注意等を行うことができる。
- 3 前項の定めにかかわらず、学長が、第1項に定める行為について、重大又は悪質であると判断した場合、明星大学学生の懲戒に関する規程に基づき処分することができる。

第9章 その他

(委任)

第27条 この教則に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第28条 この教則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この教則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この教則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この教則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この教則は、2024年度入学生より適用する。ただし、改正後の第17条及び第21条は、改正日以前に在籍していた者にも適用する。

別表第 1 研究科・専攻の人材の養成に関する目的

1. 理工学研究科	理工学研究科は、企業・研究所等において、企画・設計・研究開発等を行うための高度な専門技術と知識をもち、将来に向けた新たな研究テーマの発掘及び設定、並びに研究計画の立案及び実行といった研究のマネジメントができる専門的職業人と研究者を育成する。 本研究科各専攻の人材養成の目的は、以下の通りである。 (1)物理学専攻 物理学専攻は、物理学の特徴である「原理・原則に立ち返って事象を把握・分析し、合理的に判断できる思考方法」を身につけ、理学と工学の両面から問題を俯瞰し総括できる広い視野と、理論のみならず実験を重視しつつ問題解決策を探り、それを実践する行動力を持った人材を養成する。 ①博士前期課程 博士前期課程では、一つのテーマを深く研究して自然に対する理解を深めることを通して、自ら専門性を深めていく力、複雑な情報を整理・考察し、人に分かりやすく伝える力を有し、人との相互理解を深め、良い人間関係を築く力があり、学術分野のみならず社会活動においても、リーダーシップを発揮できる実践的な能力を有する専門職業人を養成する。 ②博士後期課程 博士後期課程では、博士前期課程で身につけた能力に加えて、一段と深い物理学の学識をもって、幅広い領域で自立して研究していける専門家、研究者を養成する。 (2)化学専攻 化学専攻は、実験研究の各段階(調査、計画、実施、結果の分析及び考察)を信頼性のある手法を用いて進めることのできる人材を育成する。 ①博士前期課程 博士前期課程では、化学の発展に寄与する研究開発に加わることができる学識と、実践する実験手法の専門性を備えた研究者や専門技術者を育成する。 ②博士後期課程 博士後期課程では、さらに研鑽を積みより深い学識と計画の立案及び具現化までに至る研究手法を身につけ、自立した研究活動を行うに必要な能力や、高度に専門的な業務をリードする能力を備えた人材を育成する。 (3)機械工学専攻 機械工学専攻は、機械工学に関する高いレベルの専門知識を有するとともに、先進的な研究を通じて高度の問題解決力及び独創力を身につけた、日本の産業界の競争力強化に寄与できる人材を育成する。 ①博士前期課程 博士前期課程では、高度な専門知識と問題解決力、独創力とを兼ね備えて、開発、設計及び生産技術分野はもとより、機械製品のリサイクルに至るまで、機械工学の技術者が必要とされる幅広い分野で活躍できる専門的職業人を育成する。 ②博士後期課程 博士後期課程では、独創的で先進的な研究を自立して遂行する能力を身につけ、グローバルに評価される新技術や新製品の研究開発を幅広い分野で主体的に行うことができる専門的職業人及び研究者を育成する。 (4)電気工学専攻 電気工学専攻は、能動的に専門知識を高めるとともに研究を行う態度を身につけ、国内及びアジア諸国の種々の技術的問題を理解し、その解決に取り組むことができる実行力を持った人を育成する。 ①博士前期課程 博士前期課程は、電気工学分野における、応用力を持った高度専門的職業人を育成する。 ②博士後期課程 博士後期課程は、高度の研究能力を持つ自立した電気技術者を育成する。
-----------	--

4. 経済学研究科	経済学研究科は、経済現象を論理的に分析する能力を持ち、基礎的な研究や実践的フィールドワークを通じ、経済学の先進的研究を理解した上で、専門知識を社会の中で効果的に応用し、主体的に行動できる自立性を兼ね備えた人材を育成する。
5. 教育学研究科	教育学研究科では、従前の人文学研究科教育学専攻の人材養成の目標を踏襲しつつ、「障害児者教育」及び「教科教育学」分野の充実を図り、教育の理論と実践の両面から高度な教育研究を行い、教育の本質課題に真摯に取り組むことのできる知見豊かな教育実践者及び研究者を養成する。また、博士前期課程においては、学生の希望に応じて、幼・小・中・高教諭及び特別支援学校教諭の専修免許状の取得可能な教育課程を編成し、その人材養成も併せて行う。 ①博士前期課程 教師・保育士、及び教育・保育に創造的に関わる人を育成する学部教育をベースとし、教育思想、教育課程、教育方法、教育行財政、教育心理、幼児教育、障害児者教育、教科教育学等を多面的に研究し、指導的立場で活躍できる人材を養成することを目的とする。 ② 博士後期課程 博士前期課程における研究成果の上に、教育学各領域における高度な研究遂行能力とそれを支える確かな倫理性を身に付け、研究成果を教育諸科学や教育現場に還元し、その時々¹の社会的ニーズをも敏感に捉え、更なる学問的発展や新しい教育実践の創造に往還的・発展的に繋ぐことのできる人材を養成することを目的とする。
6. 心理学研究科	心理学研究科心理学専攻は、心理学の研究・実践を通して、知識基盤社会を支える、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに高度な専門的知識・技能を備えた職業人を育成する。 ①博士前期課程 博士前期課程では、心理学における研究及び実践を通して、科学的な態度をもって、人間の行動と認識を探究し、現代社会が抱える問題の解決に貢献できる人材を育成する。 ②博士後期課程 博士後期課程では、心理学における研究及び実践を通して、新たな社会の創造・発展を牽引していく俯瞰力と独創性を備えた研究者を育成する。

	②博士後期課程 1. 教育課程編成の考え方 心理学における高度な研究遂行能力と、研究成果を心理学界や社会に還元し、心理学の学問的發展や新しい社会の創造・成長を牽引することのできる俯瞰力と独創性を身に付けさせるため、「特殊研究科目」と「論文指導科目」によって構成する教育課程を提供する。「特殊研究科目」では、一般・基礎心理学分野と臨床心理学分野の各領域における高度な専門的知識を修得させるための科目を配置する。又、投稿論文の執筆に必要なアカデミックライティング法や学会等での発表技能を身に付けさせることを目的とした科目を併せて配置する。「論文指導科目」では、独創性、先進性、発展性に優れ、学術的かつ社会的意義を持つ博士論文研究を実施するために不可欠な高度な研究遂行能力を身に付けさせることを目的とした科目を配置する。 2. 教育方法の考え方 「特殊研究科目」では、主として講義形式ではあるものの、演習形式に近い形態で授業を行う。本科目では、教員と学生が異なる専門性をもつ研究者同士という対等な立場に立った上で、心理学の各専門領域の今日的・發展的課題について互いに議論を交わすことにより、当該領域に関する先進的かつ高度な専門的知識を修得させる。「論文指導科目」では、演習形式により授業を行う。博士論文の執筆や、自立した研究者として心理学界や社会に貢献できる心理学研究を実施するために不可欠な、高度な研究遂行能力を修得させるための研究指導を行う。 3. 評価方法の考え方 シラバスで提示された科目の学修(到達)目標の達成度を試験又は課題により評価する。又、博士論文については、博士の学位申請資格について心理学研究科心理学専攻の基準を基に予備審査を行った上、提出された学位請求論文の内容の妥当性や学術的・社会的意義について主査と2人以上の副査により審査する。併せて、公聴会における研究成果のプレゼンテーションや質疑応答の適切さについても評価の対象とする。
--	--

